

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・グループ名】 建築課 審査指導グループ

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料において既存住宅に係る増築又は改築を行う場合の認定申請手数料を設定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)の改正に伴い既存住宅に適用する基準が定まることにより、既存住宅において増築または改築を行う場合においても長期優良住宅建築等計画の認定申請ができるようになったため、手数料条例の別表その2で定められている長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料に既存住宅の増築又は改築を行う場合の認定申請手数料を設定するもので、その他金銭の徴収に関するものであり第5号に該当するため。			
公告日 *1	28年3月18日 公告第93号	その他の公表	28年3月18日 HP	
計画等決定時期 *2	28年3月31日	行政活動実施時期 *3	28年4月1日	実施段階(PDCA) *4 A
*1・・・条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載 *3・・・行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)				

市民参加推進本部コメント
適切である

市民参加推進評価委員会コメント